

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 3 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において職員とは、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成 22 年規則第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。

(職員の派遣)

第 3 条 法人は、次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を派遣することができる。ただし、次項に定める職員については、派遣させることができない。

- 一 外国の地方公共団体の機関
- 二 外国政府の機関
- 三 国が加盟している国際機関
- 四 外国の学校、研究所又は病院であつて、前三号に該当しないもの
- 五 その他前各号に準ずるものとして法人が認める機関

2 前項ただし書きで定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 職員就業規則第 10 条に規定する試用期間の職員及び同規則第 21 条に規定する再雇用職員
- 二 職員就業規則第 14 条の規定により休職にされ、又は同規則第 44 条第 1 項第 3 号の規定により停職にされている職員

(派遣期間)

第 3 条 派遣の期間は、3 年以内とする。ただし、別に定めるところにより任期付きで採用された職員について、当該任期を超えて派遣期間を設定することは、法人が特に認めた場合を除きできないものとする。

(派遣期間の更新)

第 4 条 派遣の期間は、第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。

(派遣職員の給与)

第 5 条 派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、当該派遣期間の初日の前日における当該職員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に百分の七十を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以下で定められている場合にあっては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあっては、当該合計額に当該派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合

の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額を給与として支給することができる。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
百分の五以上百分の十未満	百分の七十五
百分の十以上百分の十五未満	百分の八十
百分の十五以上百分の二十未満	百分の八十五
百分の二十以上百分の二十五未満	百分の九十
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の九十五
百分の三十以上	百分の百

2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると法人が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項の給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

（派遣職員の給与に関する特例）

第6条 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号）第31条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の職務を業務とみなす。

（派遣職員に関する埼玉県立大学職員の退職手当に関する規程の特例）

第7条 派遣職員に関する公立大学法人埼玉県立大学職員の退職手当に関する規則（平成22年規則第28号。以下「退職手当規則」という。）第5条第1項又は第8条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の職務を業務とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当規則第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当規則第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第8条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、公立大学法人埼玉県立大学職員の旅費に関する規則（平成22年規則第29号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（報告）

第9条 派遣職員は、理事長から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

（健康診断）

第10条 日本国外に6月以上派遣する派遣職員に対し、その出国前・帰国後（一時帰国を除く。）に、公立大学法人埼玉県立大学職員安全衛生管理規程（平成22年規程第33号）第9条第2項に規定する健康診断を実施するものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、派遣職員の処遇等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。